



富士見市いじめ防止条例を制定しました

いじめのない、 子どもの笑顔あふれるまち☆ふじみ

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、この法律を踏まえ、人間尊重宣言をしている富士見市では、これを学校だけの問題とせず、市民が一丸となっていじめの防止等に取り組むため「富士見市いじめ防止条例」を制定し、平成27年4月1日に施行しました。この条例の特徴や内容をご紹介します。

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

問合せ／子育て支援課 ☎204 学校教育課 ☎623

いじめのない学校づくり子ども会議

平成25年11月16日、各学校から実行委員が選ばれ、子ども会議を開催し、小中学校でそれぞれ「いじめのない学校づくり子ども宣言」をまとめ、発表しました。

平成26年11月14日にも、市内小中学校の代表者が集い、自校の取組を発表し、小中学校に分かれて、いじめをなくすための意見交換をしました。

毎年この会議を開催し、各学校でこの宣言を浸透させ、子どもたち自らが進んでいじめの根絶に取り組んでいくことを目指します。



中学生の会議のようす



平成26年いじめのない学校づくり子ども会議参加メンバー

- 保護者は子どもに寄り添いましょう！
(保護者の責務)**
- いじめられていると思われるときは、まず、子どもを守りましょう。
 - 子どもがいつでも何でも相談できる関係、雰囲気家庭の中で作りましょう。



みんなの役割

子どもたちは助け合いましょー！
(子どもの役割)

- 子どもたちは、互いの違いを認め、思いやり、支え合うように努めましょう。
- 子どもたちは、主体的にいじめの防止等の活動に取り組む、いじめのない楽しい学校づくりを目指しましょう。

- いじめをしてはいけないこと、許してはいけないことを、繰り返し教えましょう。
- いじめの防止等の活動に積極的に参加しましょう。
- **みんなで子どもたちを見守りましょう！
(市民・事業者の役割)**
- 通学途中や地域活動などでいじめられている子どもを見かけたら、声をかけましょう。
- 気になる子どもを見かけたら、市や学校などに連絡しましょう。
- いじめの防止等の活動に積極的に参加しましょう。

いじめは絶対に許しません!!



条例の特徴

- 子ども自身が主体的にいじめの問題を克服できる力の育成を目指すことを基本理念に位置づけました。
- いじめの防止等におけるそれぞれの責務・役割を明らかにしました(市、市立学校、保護者、子どもなど)。
- いじめの防止等に関する組織を設置します。
- 重大事態が起きた場合の対処を明確にしました。

いじめとは

その子どもと一定の人間関係にあるほかの子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、その子どもが心身の苦痛を感じていることを指します。

例えば…ひやかし、からかい、悪口、たたかれる、仲間はずれ、金品のたかり、誹謗中傷のメール、掲示板への書き込みなど

いじめの防止等とは

いじめの未然防止

市、市立学校、市民、関係団体などがそれぞれいじめ防止対策を地道に実践していくことが重要です。また、市内全体にいじめの防止等についての周知・啓発を行っていきます。

市内相談窓口一覧

各学校はもちろん、下記でも受け付けています。

- 学校教育課 ☎623
- 富士見市教育相談室 ☎049-253-5313
月～金曜午前9時～午後5時(祝日を除く)
土曜午前9時～正午(祝日を除く)
- 家庭児童相談室(障がい福祉課内) ☎049-252-7106

例えば…いじめ防止のポスター掲示、パンフレット配布、市民への声かけ、いじめ防止サポーター制度など

いじめの早期発見

- 市立学校の教職員は、子どものちょっとしたサインを見逃さないよう、学校でのようすを常にチェックしていきます。
- 登下校中や公園など地域の中で、いじめを見たり、子どもがようすがおかしければ、学校や教育委員会へ連絡しましょう。

いじめの対処

- いじめられている子ども、連絡してくれた子どもの保護を第一とします。
- いじめられている子ども、連絡してくれた子どもをしっかりと支援します。
- いじめている子どもたちの状況を確認し、ていねいに指導します。

みんなで応援！ いじめ防止サポーター制度が始まります

市内の事業所・団体に「富士見市いじめ防止サポーター」として登録していただき、子どもが安心して過ごすことができる地域をつくるため、いろいろな方法で、いじめ防止等に協力をお願いします。

登録すると

- 認定証を交付し、ステッカーを差し上げます。
- 市のホームページで事業所名、団体名を紹介します。
- 先進的な取組みは、市ホームページや広報などで紹介します。

例えば

- いじめ防止パトロール(子どもたちの見守り・声かけ)。
- いじめ防止のための看板を設置する(店舗・事務所など)。
- 自社の広報活動にいじめ防止などの文言を追加する。
- 会員、社員へのいじめ防止啓発・呼びかけ。など

いじめ防止に関して【こんなことができます】【こんなことがしたい】などといった提案もお待ちしております。

申請・問合せ／子育て支援課 ☎204 詳しくは市ホームページをご覧ください。

※富士見市いじめ防止条例の全文は、市ホームページからご覧になれます。